

第 9 期

事業報告書

平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで

 株式会社DNAチップ研究所

事業報告

(自 平成19年4月1日)
至 平成20年3月31日)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

①当期の状況

当期におけるわが国経済は、好調な企業業績を背景に緩やかな拡大を続けてきましたが、米国のサブプライムローン問題に端を発した金融市場の混乱や、原油価格をはじめとする資源や原材料の高騰による商品価格への転換が進むなど、景気の先行きに対する不透明感が高まってきております。また、年金問題や税負担等に対する先行き懸念により、個人消費は力強さにかける状況にありました。

当社事業を取り巻く環境は、医療費抑制策等により、国内市場拡大が抑制される傾向が続いておりますが、一方では第5次医療法改正による、いわゆる「混合医療」に係る規制緩和をはじめ、制度面での大きな変化が予想されるなど、先端医療の普及を促進する環境が整いつつあります。また、社会の急速な高齢化や死因の上位を占める癌や肥満等のメタボリック・シンドロームに対する予防医療の必要性が高まってきており、これに伴う研究開発競争は熾烈化しております。

この様な状況下において、当社は平成19年4月にAgilent Technologies Inc.（以下「アジレント社」という。）と、C S P（Certified Service Provider）契約を正式に締結するとともに、平成20年3月にはこれまで手掛けていた遺伝子発現に加えて遺伝子ゲノム解析における機能の充実を図る目的でヒュービットジェノミクス株式会社からゲノム医学を担当する研究所部門の移管を受け、受託解析サービスの強化を図りました。

一方、個人化医療実現時の診断ビジネスの早期展開に向けては、平成20年3月から埼玉医科大学総合医療センターと共同でリウマチ抗体医薬の薬効診断の臨床実験を世界に先駆けて開始しました。さらに、オランダのアジェンディア社が開発した乳癌予後予測検査サービス「MammaPrint」の独占販売権を取得し、診断ツールの新メニューとして平成20年3月から受託サービス事業を開始しました。

以上のことから、当事業年度の売上高は、879百万円（前年同期比111.7%）、利益面では、経常損失333百万円、当期純損失345百万円となりました。

セグメント別事業状況は次のとおりです。

【研究受託事業】

研究開発事業においては、公立機関の研究受託公募に新技術を活用した研究開発を積極的に提案し、科学技術振興機構の「平成19年度革新技術開発研究事業」及びNEDO「平成19年度課題設定型産業技術開発助成金」への提案が継続事業として採択されました。

受託解析サービスにおいては、アジレント社のCSPを活用した受託解析サービスの受注拡大を図るとともに、平成19年6月には産業総合技術研究所と共同で開発した臨床研究分野に最適な高性能DNAチップ「ConPath」とその解析ツール「ConPath Navigator」を、パスウェイ^(注1)実験受託解析サービスとしてメニュー化し受託解析サービス事業の強化を図りました。さらに、平成19年12月にはアイスランド共和国のdeCODE社と日本におけるジェノタイピング^(注2)サービスに関し業務提携契約を締結し、ヒュービットジェノミクス株式会社から移管を受けたゲノム医学部門を中心に、ジェノタイピング受託事業を開始しました。

その結果、当事業年度の売上高は、231百万円（前年同期比74.8%）となりました。

【商品販売事業】

平成19年8月から多くの学校、特に科学に特化したスーパーサイエンススクール等の遺伝子解析実習で使えるヒトゲノムを対象とした遺伝子解析教材「ハイブリ先生」の発売を推進しました。

一方、一般機器につきましては、米国イルミナ社の高機能シーケンサであるSolexa及びその試薬等を国内研究機関向けに納入いたしました。

その結果、当事業年度の売上高は、647百万円（前年同期比135.8%）となりました。

（注1）パスウェイ

一般的にはパスウェイは生物現象をテーマごとに分類したグループであり、パスウェイを構成する遺伝子間の制御、相互作用などの関係を視覚的に表示している。例として、細胞死（apoptosis）、細胞周期（cell cycle）などのパスウェイがあります。

（注2）ジェノタイピング

遺伝子を構成する塩基配列の違いをもとに、いくつかの型に分類したものを遺伝子型（ジェノタイプ）といい、これらの型を同定（検出）する方法です。

部門別売上高

（単位：千円）

	前期 (平成19年3月31日)		当期 (平成20年3月31日)		前年同期比 (%)
	金額	構成比	金額	構成比	
研究受託	310,173	39.4	231,873	26.4	74.8
商品販売	476,947	60.6	647,526	73.6	135.8
合計	787,120	100.0	879,400	100.0	111.7

②研究開発の状況

研究開発につきましては、バイオマーカーの探索を目的とした高感度チップの開発を目指し、産業技術総合研究所と「生体関連物質の微量検出を目的とした新技術開発」の共同研究契約を継続して推進しております。平成18年5月にこれら共同研究成果の一部を用いて商品化した「ProbeBank」が、平成19年9月に第24回神奈川工業技術開発大賞奨励賞を受賞しました。

新製品の開発では、学校の遺伝子解析実習で使えるヒトゲノムを対象とした遺伝子解析教材を住友ベークライト株式会社と共同で開発し「ハイブリ先生」という名称で商品化しました。

一方、将来の個人化医療に向けた臨床診断チップ開発では、癌診断チップの開発実現を目標に、大阪府（代表者：大阪府立成人病センター）及び大阪大学大学院医学系研究科と「消化器系癌の診断法の研究開発」、また、メタボリックシンドローム関連診断チップ及び免疫関連診断チップの開発実現を目標に金沢大学大学院医学系研究科と「血液を用いた糖尿病と遺伝子の関係を判断する方法に関する研究」、大阪大学大学院生命機能研究科と「リウマチ等疾病の遺伝子特性による診断法の確立」、また埼玉医科大学総合医療センターと「末梢血によるRA早期疾患シグニチャー解析法の開発と確立」に関する共同研究を進めております。更に疲労等の診断チップについては株式会社総合医科学研究所と「疲労定量化及びそれに基づく健康に有用な研究」を共同で進めております。

(2) 設備投資の状況

当期中に実施した設備投資の総額は4百万円であり、その主たるものは、研究開発にかかる工具器具備品等の設備であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社の事業分野でありますライフサイエンス分野は、今後市場が益々拡大するものと期待されております。このような環境下における当社の対処すべき課題は次の通りです。

①現状事業の強化

当社は、現在研究受託事業と商品販売事業の2つの事業を進めておりますが、このうち特に研究受託事業の拡大を図ることが最重要課題です。このため、新たな研究受託先となるパートナーの開拓を積極的に推進してまいります。

②診断チップの研究開発の推進

現在DNAチップは、研究分野向けを狙った網羅型の平板チップが主流ですが、平成22年頃になると個人化医療に対応した診断チップの需要が拡大してくると予想されます。当社はこれに対応するため、大学、公的病院等と共同研究開発契約を締結し、癌やメタボリックシンドローム、免疫関連等に的を絞った臨床診断チップの開発、事業化を強力に推進してまいります。

③人材の確保

大学、公的病院等と臨床診断チップ等の共同研究開発をすすめていく上では、専門的知識と技術を有した人材の確保及び育成とその定着を図ることが重要であると認識しております。経験豊富な研究者の確保や新卒者の採用等年々体制の強化を進めておりますが、今後診断チップ等新たな研究開発を進めていく上で、更なる優秀な研究者の確保が必要であり、この人材の確保に努めてまいります。一方、評価実験、製造等を担当する技術者（テクニシャン）につきましては、作業の機械化や外注等による対応をすすめていく考えです。

④営業体制の強化

当社の営業部門は業界の経験豊富なマネージャを新たに採用するなど年々強化を図っておりますが、人員もまだ少数であり、十分な体制を整えているとは言い難い状況にあります。特に、研究受託事業における受託解析サービスと商品販売事業における汎用チップ販売については、将来の診断ビジネスへの事業展開を考えると、バイオ業界における専門知識及びスキルを有した人材の採用等の営業力強化が重要であると認識しております。このため、顧客ニーズの迅速な取り込みはもとより、顧客第一主義の徹底を推進するとともに、営業基盤の強化に向けて、人員採用や育成及び技術部門との連携強化等の施策を講じております。

⑤特許対応

遺伝子関連事業においては、競合会社に対抗していくためには特許権その他の知的財産権の確保が非常に重要であると考えております。当社は、これまでDNAチップ開発のための基礎特許を中心に特許出願を行ってまいりましたが、今後は大学、公的病院等と共同研究開発を進めている臨床診断チップ向けコンテンツの成果を積極的に特許権として取得する方針です。このため、共同研究開発契約でも契約先と共同で特許出願を行う権利確保を標準としております。戦略特許に値するものについては、当社単独での出願も行う方針です。

(5) 財産及び損益の状況

	第6期 平成17年3月期	第7期 平成18年3月期	第8期 平成19年3月期	第9期(当期) 平成20年3月期
売上高(百万円)	1,145	759	787	879
経常利益 (△は損失)(百万円)	86	△262	△342	△333
当期純利益 (△は損失)(百万円)	54	△272	△410	△345
1株当たり当期純利益 (△は損失)(円)	4,029	△10,014	△13,593	△10,194
総資産(百万円)	1,752	1,353	1,959	1,604
純資産(百万円)	1,359	1,086	1,675	1,311

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 財産及び損益の状況

①第7期につきましては、研究受託事業において、製薬会社等大口顧客に対して、MPEX等新技术による治験支援やバイオマーカーの探索を目的とした高感度チップによる受託解析サービス提案活動を積極的に進めましたが、受注までは結びつかず、売上高は減少いたしました。

さらに、公募の採択が7月～9月末ということで、採択までの期間は自社で対応せざるを得ない状況となり、研究投資が大幅に増加し利益を圧迫しました。

また、商品販売事業においては、「AceGene 30K on one Chip」のデータベースを有効に活用できる機能の拡充を図りましたが、完成が12月末と遅れたため、市場に充分浸透させることができませんでした。

②第8期につきましては、研究受託事業において、感度向上を図った「AceGene Premium Human」、東レ株式会社との共同開発製品である「3-D Gene yeast Oligo chip 6K」を開発完了し販売を開始するとともに、「ProbeBank™」を開発し、受託解析サービスの受注を推進しました。さらに、アジレントのマイクロアレイを用いた受託解析サービスを開始しました。しかし、DNAチップ市場全体の伸びが鈍化している上に、当社の主な顧客である大学、公立研究機関等のDNAチップの使用が多様化し、このため同業者間の競争が激しくなっております。また、アジレントとの戦略的業務提携の効果が第4四半期にしか貢献できませんでした。

また、商品販売事業においては、多様なチップを品揃えているアジレントとの業務提携よりアジレントのチップ販売を開始しましたが、この効果が第4四半期にしか貢献できませんでした。

③第9期の状況については、前述「(1)事業の経過及びその成果」とおりであります。

(6) 主な事業の内容

事業区分		事業内容
研究受託		研究受託 受託チップ作製 受託解析サービス
商品販売	開発商品	汎用チップの販売 開発機器の販売 ソフトウェア・システム品の販売
	一般機器	一般流通機器・システムの販売

(7) 主要な営業所及び工場

名称	所在地
本社・研究所	神奈川県横浜市鶴見区末広町一丁目1番地43

(8) 従業員の状況

従業員数	前期末比較増減	平均年齢	平均勤続年数
31名	5名増	37.2才	2.8年

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(10) 主要な借入先

該当事項はありません。

(11) その他株式会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 100,800株
- (2) 発行済株式の総数 33,897株
- (3) 株主数 4,680名

(4) 大株主の状況

株 主 名	持 株 数	出 資 比 率
日立ソフトウェアエンジニアリング株式会社	3,266株	9.6%
松 原 謙 一	1,340株	4.0%
日本碍子株式会社	640株	1.9%
枝 松 七 郎	634株	1.9%
野村証券株式会社	539株	1.6%
大 塚 榮 子	480株	1.4%
森 淳 彦	440株	1.3%

3. その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担当、他の法人等の代表状況及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	松 原 謙 一	
常 務 取 締 役	柴 勉	
常 務 取 締 役	下 田 正 文	新規事業部長
取 締 役	山 本 章 治	日立ソフトウェアエンジニアリング(株) 執行役専務兼取締役
取 締 役	小 松 康 雄	独立行政法人産業技術総合研究所 ゲノムファクトリー研究部門核酸工学研究グループ長
取 締 役	的 場 亮	研究開発部長
常 勤 監 査 役	今 井 庸 介	
監 査 役	茂 村 力	日立ソフトウェアエンジニアリング(株) グループ会社室長
監 査 役	坂 本 洋 一	日立ソフトウェアエンジニアリング(株) ライフサイエンス本部本部長

- (注) 1. 取締役のうちの場 亮氏は、平成19年6月22日開催の定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。
2. 山本章治氏は、社外取締役であります。
3. 今井庸介氏、茂村 力氏及び坂本洋一氏は、社外監査役であります。
4. 監査役茂村 力氏は、日立ソフトウェアエンジニアリング(株)において、グループ会社室長を務めており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 6名 52百万円 (内社外取締役 1名 1百万円)
監査役 3名 7百万円 (内社外監査役 3名 7百万円)

(3) 社外役員に関する事項

①他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

取締役山本章治氏は、日立ソフトウェアエンジニアリング㈱の執行役専務兼取締役情報管理対策本部長であります。また、日立アイ・エヌ・エス・ソフトウェア㈱の取締役であります。また、日立ビジネスソリューション㈱の社外取締役、及び日立ソフトシステムデザイン㈱の取締役であります。

日立アイ・エヌ・エス・ソフトウェア㈱以下の会社と当社とは特に関係はありません。

日立ソフトウェアエンジニアリング㈱は当社の筆頭株主であり、また主要な取引先であります。

監査役茂村 力氏は、日立ソフトウェアエンジニアリング㈱のグループ会社室長であります。また、日立ビジネスソリューション㈱の社外監査役、㈱コンポーネントスクエア、㈱植物ゲノムセンター、㈱DACSの監査役及びHITACHI SOFTWARE ENGINEERING EUROPE A.G.の取締役であります。

日立ビジネスソリューション㈱以下の会社と当社とは特に関係はありません。

監査役坂本洋一氏は、日立ソフトウェアエンジニアリング㈱のライフサイエンス本部本部長及びHITACHI SOFTWARE ENGINEERING AMERICA, Ltd.の取締役であります。

同社と当社とは特に関係はありません。

②主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③当事業年度における活動状況

取締役会等への出席状況及び発言状況

区分	氏名	出席状況及び発言状況
取締役	山本章治	当期開催の取締役会18回のうち17回出席し、事業運営面からの発言を行っております。
監査役	今井庸介	当期開催の取締役会18回の全てに出席し、また当期開催の監査役会14回の全てに出席して、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	茂村力	当期開催の取締役会18回のうち17回出席し、また当期開催の監査役会14回のうち13回に出席して、経理の専門の見地から発言を行っております。
監査役	坂本洋一	当期開催の取締役会18回のうち17回出席し、また当期開催の監査役会14回のうち13回に出席して、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

④責任限定契約の内容の概要

当社の社外取締役及び社外監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

5. 会計監査人に関する事項

①名 称 新日本監査法人

②報酬等の額 当事業年度に係る報酬等の額 7百万円
(注)当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の額を区分しておりませんので、上記金額には「金融商品取引法」に基づく監査の報酬等を含めております。
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 7百万円

③非監査業務の内容 非監査業務は委託していません。

④解任又は不再任の決定の方針
特段の定めはありません。

⑤現に受けている業務停止処分に係る事項
該当事項はありません。

⑥過去2年間に受けた業務停止処分に係る事項
該当事項はありません。

⑦責任限定契約の内容の概要
責任限定契約の締結については、定款に規定していません。

⑧事業年度中に辞任した会計監査人に関する事項
該当事項はありません。

6. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・ 監査役が業務監査権限を持ち、各取締役の担当業務の執行状況を確認します。
 - ・ 監査役は取締役会に出席し、取締役会の出席及び審議の状況を確認します。
 - ・ 取締役は就任にあたり、宣誓書を兼ねた就任承諾書を会社に提出します。

- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・ 取締役会議事録は担当の取締役が作成し、総務部に保管します。
 - ・ 各取締役が担当業務に関して行う決定は、決裁文書によって行い、総務部に保管します。
 - ・ 上記の議事録及び決済文書は10年間保管します。

- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・ 1件1千万円以上の設備、資産の取得・処分、借入、貸付は、業績に重要な影響を与える事項として、取締役会で審議し、決定した後に実行します。
 - ・ 取引先の信用リスクについては、外部調査機関の情報も活用して管理しています。
 - ・ 情報セキュリティに関するリスクについては、関連規則を制定するなどの対応を図っております。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・ 業務執行の目標の明確化及び採算の徹底のため、事業区分ごとに目標値を期予算として策定し、それに基づく業績管理を行っております。予算及び実績については、取締役会で審議、報告します。

- (5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・ 就業規則の周知を図るために、各部門に就業規則を備えております。
 - ・ 企業行動基準を策定し、法と正しい企業倫理に基づき行動するよう徹底しております。

- (6) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・ 当社は、親会社、子会社等のグループ会社はありません。従って、企業集団における業務の適正を確保する体制については該当しません。
- (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ・ 当社の規模及び業態に鑑み、監査役の職務を補助する使用人は設置していません。但し、監査役が補助者を必要とするときは、担当の取締役はその旨連絡し、担当の取締役は必要な処置を講じるよう務めます。
- (8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・ 監査役の要請によって、その職務を補助することになった使用人については、担当の取締役から上長に対して業務上の配慮を要請します。
- (9) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ・ 予算の実推値については、担当の取締役から毎月監査役に報告します。
 - ・ 各取締役が担当業務に関して行った決定を記録した決裁文書の内容については、監査役の要求があればその都度監査役に報告します。
- (10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査役は、取締役社長と必要に応じて意見交換を実施します。
 - ・ 監査役は、内部監査の結果について報告を受けます。
 - ・ 監査役は監査及び会計に関する知識の習得に努めます。

貸借対照表

(平成20年3月31日現在)

(単位 千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
項 目	金 額	項 目	金 額
流 動 資 産	1,258,189	流 動 負 債	291,744
現金及び預金	679,749	買掛金	219,716
受取手形	55,690	未払金	1,000
売掛金	425,595	未払法人税等	3,202
商 品	28,283	未払費用	26,578
仕掛品	35,410	前受金	39,372
未収入金	25,815	預り金	1,873
その他	7,644	固 定 負 債	1,067
貸倒引当金	—	退職給付引当金	1,067
固 定 資 産	346,236	負 債 合 計	292,811
		純 資 産 の 部	
		項 目	金 額
有 形 固 定 資 産	47,831	株 主 資 本	1,330,414
建 物	165	資 本 金	1,116,368
工具器具備品	47,666	資 本 剰 余 金	1,028,918
無 形 固 定 資 産	5,172	資 本 準 備 金	1,028,918
ソフトウェア	3,897	利 益 剰 余 金	△814,871
施設利用権	582	その他利益剰余金	△814,871
その他	693	繰越利益剰余金	△814,871
投資その他の資産	293,232	評 価 ・ 換 算 差 額 等	△18,800
投資有価証券	92,300	その他有価証券評価差額金	△18,800
長期性預金	200,000		
その他	932	純 資 産 合 計	1,311,614
資 産 合 計	1,604,426	負 債 及 び 純 資 産 合 計	1,604,426

損 益 計 算 書

(自 平成19年 4月 1日)
(至 平成20年 3月 31日)

(単位 千円)

項 目	金 額	
売 上 高		879,400
売 上 原 価		949,020
売 上 総 損 失		69,620
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		270,823
営 業 損 失		340,443
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	5,539	
雑 収 益	1,588	7,128
営 業 外 費 用		—
経 常 損 失		333,315
特 別 利 益		—
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	11,400	11,400
税 引 前 当 期 純 損 失		344,715
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	842	
法 人 税 等 調 整 額	—	842
当 期 純 損 失		345,558

株主資本等変動計算書

(自 平成19年4月1日)
(至 平成20年3月31日)

(単位 千円)

	株 主 資 本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
平成19年3月31日残高	1,116,368	1,028,918	1,028,918	△469,313	△469,313	1,675,972
事業年度中の変動額						
当期純損失				△345,558	△345,558	△345,558
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	—	—	—	△345,558	△345,558	△345,558
平成20年3月31日残高	1,116,368	1,028,918	1,028,918	△814,871	△814,871	1,330,414

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成19年3月31日残高	—	—	1,675,972
事業年度中の変動額			
当期純損失			△345,558
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△18,800	△18,800	△18,800
事業年度中の変動額合計	△18,800	△18,800	△364,358
平成20年3月31日残高	△18,800	△18,800	1,311,614

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの …………… 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの …………… 移動平均法による原価法

(2) たな卸資産

商 品 …………… 移動平均法に基づく低価法

貯蔵品 …………… 最終仕入原価法

仕掛品 …………… 個別法に基づく原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

建 物 …………… 定額法

(建物付属設備は定率法)

工具器具備品 …………… 定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

工具器具備品 4～15年

(会計方針の変更)

法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これによる、営業損失、経常損失及び税引前当期純損失に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。これによる、営業損失、経常損失及び税引前当期純損失に与える影響は軽微であります。

(2) 無形固定資産 …………… 定額法

但し、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

営業債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度末における回収不能見込額はなく、貸倒引当金の計上はありません。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における自己都合退職金要支給額を退職給付債務として計上しております。

4. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理方法によっております。

5. その他計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 295,089千円

損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数(株)	増加数(株)	減少数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	33,897	—	—	33,897
合計	33,897	—	—	33,897

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産

未払事業税否認額	1,830千円
未払賞与損金算入限度超過額	8,164
投資有価証券評価損	32,064
繰越欠損金	373,933
その他	2,727
繰延税金資産 小計	418,721
評価性引当額	△418,721
繰延税金負債	—
その他	—
繰延税金負債 小計	—
繰延税金資産の純額	—

リースにより使用する固定資産に関する注記

該当事項はありません。

関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

1 株当たり情報に関する注記	
1 株当たり純資産額	38,694円13銭
1 株当たり当期純損失	10,194円36銭

重要な後発事象に関する注記
該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成20年5月20日

株式会社 DNAチップ研究所

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 公認会計士 渡辺 憲雄 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 尾崎 隆之 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社DNAチップ研究所の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第9期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成20年5月23日

株式会社DNAチップ研究所 監査役会

常勤監査役（社外監査役）今井庸介 ㊞

監査役（社外監査役）坂本洋一 ㊞

監査役（社外監査役）茂村力 ㊞

以上

株 主 メ モ

事 業 年 度 4月1日から翌年3月31日まで

剰余金の配当受領株主確定日 3月31日（期末配当金）、9月30日（中間配当金）

定 時 株 主 総 会 6月

公 告 掲 載 方 法 電子公告
電子公告は当社のホームページに記載しております。
ホームページアドレス(<http://www.dna-chip.co.jp/>)

株 主 名 簿 管 理 人 東京証券代行株式会社
東京都千代田区大手町二丁目6番2号（日本ビル4階）
取次事務は、中央三井信託銀行株式会社の本店および全国各支店で行っております。

〔 郵 便 物 送 付 先 〕 〒168-0063
〔 連 絡 先 〕 東京都杉並区和泉二丁目7番1号
東京証券代行株式会社 代行本部
(お問い合わせ先) ☎ 0120-49-7009